

今月の納税

固定資産税・・・1期
国民健康保険税・・・1期
介護保険料・・・1期

納期限 4月30日(水)

便利で確実な口座振替も利用できます

Yoshioka Town

町政News



吉岡町農業委員会からのお知らせ

農地転用の申請
受付期間は
毎月6日～10日
となっています

(4月は7日～10日になります。)
必要書類などを整えて、町農業
委員会まで申請をお願いします。



高崎税務署からのお知らせ

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することが出来ます。また、うっかりして確定申告することを忘れていた場合は、直ちに申告をしてください。

税額を多く申告 していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに

気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることが出来ます。請求内容が正だと認められたときは、正しい税額に減額されます。
【手続き】 更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書の提出期限から1年以内です。
↓平成19年分の所得税
↓平成21年3月17日(火)まで
平成19年分の個人事業者の消費税および地方消費税
↓平成21年3月31日(火)まで

税額を少なく申告 していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

【手続き】 修正申告書に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。

【期間】 税務署から更正を受けるまではいつでも出来ますが、修正申告によつて納める税額には、法定納期限(平成19年分の所得税は3月17日(月)の翌日から納付する日までの期間)について延滞税がかかりますので、なるべく早く申告してください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を 忘れていたとき

確定申告をしなければならぬのに、確定申告することを忘れていたときは、直ちに申告をしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から決定を受けたりすると、加算税が賦課される場合があります。

なお、期限後申告によつて納める税額は、申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

※更正の請求、修正申告、期限後申告の手続きなどについて、お分かりにならない点がありましたら高崎税務署までお問合せください。

▼問合せ先 高崎税務署
【申告・納税・相談など】

☎027・322・4799

【代表】

☎027・322・4711